

## 第5章 支え合いを支える仕組みづくり

---

## 1 地域共生社会の推進

本市では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の構築を目指しています。

しかしながら現状の課題として、既存の福祉制度では対象となりにくい制度の狭間にあるケースや個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースなどが明らかになっています。そのため、様々な社会資源が協働して包括的な支援体制を構築する必要があります。

この体制は、専門職や専門機関だけでなく、地域住民が主体的に関わることが求められています。

地域福祉圏域におけるネットワーク体制の整備を進め、障がい者、子ども、高齢者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる社会の実現を目指します。

### 【市の取組】

- (1) 社会福祉協議会への支援の強化
- (2) 福祉総合相談を始めとした総合相談支援体制の整備・周知
- (3) 高齢者相談センター（地域包括支援センター）等、身近な相談窓口の体制強化
- (4) 地域福祉圏域6地区における地域福祉活動への支援
- (5) 生活支援体制整備事業による地域の支え合いの推進
- (6) 地域福祉推進協議会と第2層協議体（生活支援体制整備事業）の連携の強化

### 【社会福祉協議会の取組】

- (1) 地域福祉圏域6地区における地域福祉活動への支援
- (2) 福祉課題、地域ニーズ調査・研究、サービスの開発・実施・展開
- (3) 地域福祉推進協議会と第2層協議体（生活支援体制整備事業）の連携の強化

## 【地域づくりに向けた支援】

### ①相談支援に関する地域のネットワークの推進（図7参照）

困りごとのある人からの相談を受ける窓口は、市の担当課窓口のほか、高齢者相談センター、地域子育て支援センター、基幹相談支援センター及び社会福祉協議会などの相談窓口があります。

また、ケースワーカーや民生委員・児童委員などが行う公の活動を通して相談を受けることもあります。

一方、地域の支え合いや行政による支援が必要な課題を抱えていながらも、本人や家族が気付かないために相談や支援につながらないケースも考えられます。それらの問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく体制を確保する必要があります。

そのため、行政機関の相談窓口だけではなく、地域の中で気軽に相談できたり、地域の誰かが気付いたりしやすい環境を整備するとともに、必要に応じて積極的な働き掛けができる仕組みをつくることが大切です。

### ②地域福祉圏域におけるネットワークの推進（図8参照）

個人や世帯で解決することが困難な困りごとが発生した際には、地域における住民同士の支え合いや行政機関などによる支援が必要です。

しかし、行政機関によるサービスや支援は、制度の縦割りの弊害などの限界があり、困りごとのある人が抱えている問題をきめ細かく解決することはできません。

本市では、複合化した課題や既存の制度やサービスでは解決できない課題、制度の狭間にある課題にきめ細かく対応していくため、地域住民や民生委員・児童委員、専門機関、事業所、行政等が互いに情報を提供・共有しながら連携できるネットワーク（地域福祉圏域におけるネットワーク）の構築に取り組んでいます。

今後とも、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場を創出していく必要があります。

図7 相談支援に関する地域のネットワーク（簡易図）

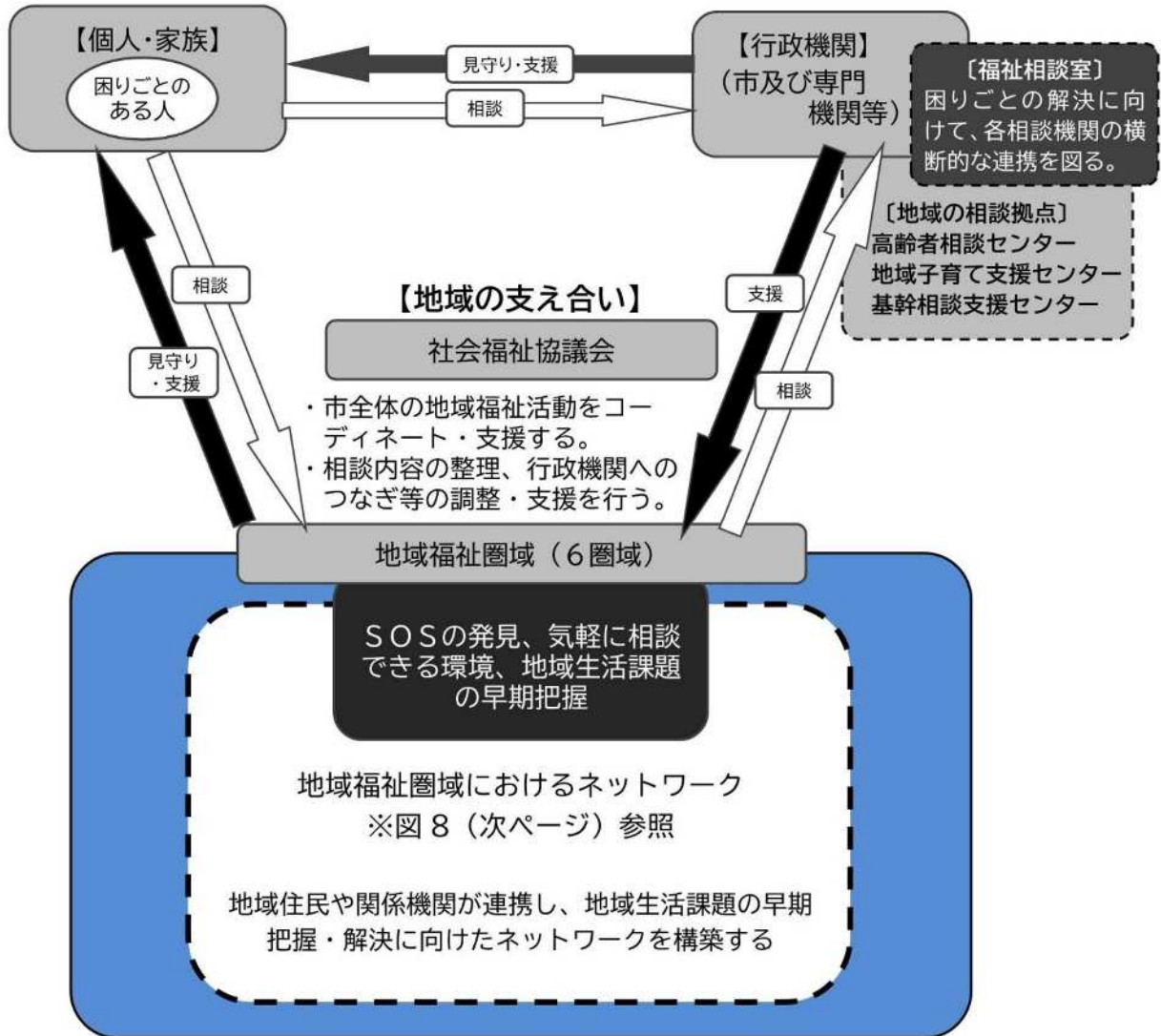
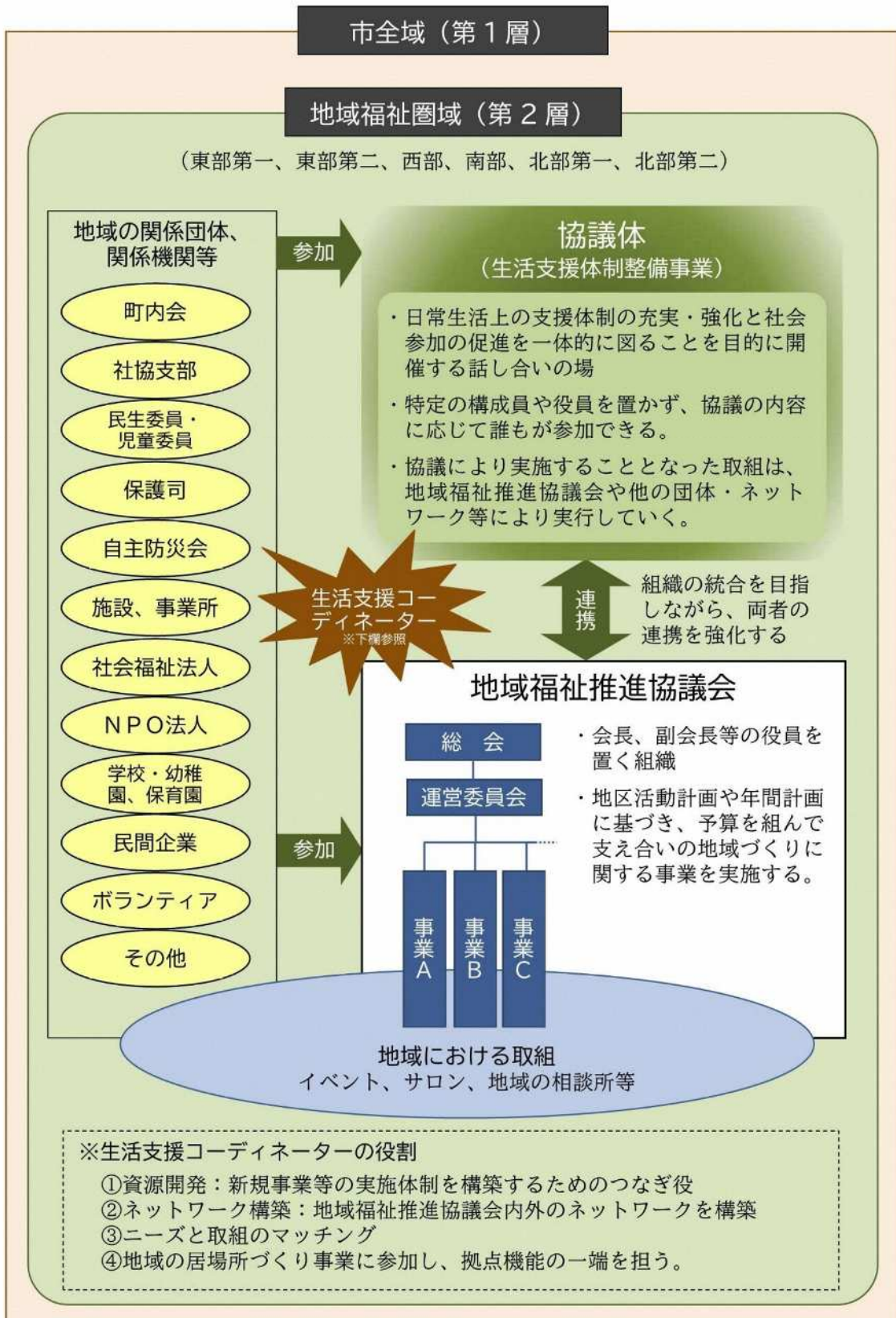


図8 地域福祉圏域におけるネットワーク



## 2 行政各部門における連携の強化

本市では、福祉の総合相談窓口である福祉相談室を設置し、必要に応じて他の窓口や専門機関との連携をコーディネートすることにより、多職種連携による継続的な相談支援体制を実現しています。今後とも、各窓口の充実・強化を図るとともに、各分野を横断的に対応できる総合相談窓口を運営していきます。

また、地域における支え合いを支えるためには、福祉分野のみならず、学校教育、社会教育、防災、防犯、都市計画、コミュニティ振興、産業振興など様々な分野が関わるのが重要となるため、市の行政各部門に加え、保健所、児童相談所や、警察・家庭裁判所等との連携も強化していきます。

また、社会福祉協議会においても、地域福祉の推進のため、ボランティアに関する部署を始め、市の関係部門や関係機関との連携の強化を図る必要があります。

### 【市の取組】

- |  |
|--|
| (1) 行政各部門におけるネットワークの構築<br>(2) 行政各部門及び地域との情報共有体制の検討 |
|--|

### 【社会福祉協議会の取組】

- |               |
|---------------|
| (1) 行政各部門との連携 |
|---------------|

### 3 市民・社会福祉法人・NPO法人等と市・社会福祉協議会のパートナーシップの強化

市民と市及び社会福祉協議会が地域福祉に関する課題を共有し、互いに協調しながら推進する関係を構築するため、職員は市民と対話しながら政策を形成する技術を高める必要があります。

一方、地域福祉の推進のためには市民や社会福祉法人・NPO法人等のより多様な主体による地域福祉活動への参画が必要です。特に社会福祉法人においては、その高い公益性にかんがみ、地域における公益的な取組を行うことが求められています。そのため、市及び社会福祉協議会は、市民や関係団体の地域福祉に対する理解促進を強化する必要があります。

また、企業の協力を得た取組も望まれています。企業においても、社会からの要請や期待に応じて長期的に事業を継続させるため、労働環境の改善や地域貢献などのCSR（企業の社会的責任）活動の取組が必要になっています。

このような中、市においては、民間事業者と安心・安全地域見守り活動に関する協定を締結するなど、企業との連携による地域福祉の推進を図っていきます。

#### 【市の取組】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民参画による計画策定</li> <li>(2) 市民参画に関する手法の研究と技術向上</li> <li>(3) 市民に対する啓発</li> <li>(4) 各種団体に対する理解促進</li> <li>(5) 企業と連携した地域福祉の推進</li> </ul> |
|---|

#### 【社会福祉協議会の取組】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報・啓発活動の充実</li> <li>(2) 協力し合える事業・活動の企画・実施</li> <li>(3) 社会福祉法人連絡会の設立</li> </ul> |
|---|

## ◆◇重層的支援体制整備事業とは◇◆

令和2年の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業の創設は、これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としています。

重層的支援体制整備事業は、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

